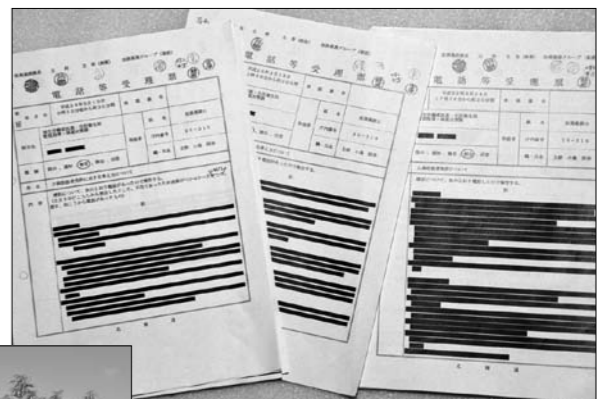




連載第153回

逆風にさらされる産業用大麻の今

10月中旬、産業用大麻（ヘンプ）の栽培者免許を持つ鳥取県の生産者が大麻取締法違反（所持）容疑で逮捕された事件が大きく報じられ、道内の関係者の間に衝撃が走った。昨秋の東川町による大麻草の全草利用をめざす特区の申請をきっかけに、厚生労働省は同法第4条で禁止されている医療用大麻の解禁を求める動きに警戒感を強めており、合法的に栽培されてきたヘンプにまで影響が及んでいる。規制当局による立ち入り検査の強化や新たな免許申請に対する審査の引き延ばしなどの動きもある。逆風が吹くなかで、高橋道政が公約に掲げる「ヘンプの栽培に向けた取り組み」を進めるには、生産振興の原点に立ち返るとともに、薬物乱用を防ぐ対応も欠かせない。あらためて「産業用大麻の今」を探った。



▲情報公開請求を受けて、示された道医務薬務課と厚労省との電話記録。協議内容はすべて黒塗りにされた

▲開花期を前にしたヘンプの試験栽培ほ場（14年9月、松家農園で）

相次ぐ逮捕で厚労省が警戒強化 今こそ生産振興の原点に戻ろう

鳥取での事件発生を踏まえ
「栽培者の法令順守」を追加

10月24日、北海道産業用大麻可能性検討会（座長 松井博和北大名誉教授・委員5人）が札幌市内で開かれた。2月の前回検討会で示した産業用大麻（ヘンプ）の栽培に向けた「工程表」の一部修正を行ない、道農政部などが実施したオランダ・ドイ

ツのヘンプ産業視察報告、農業試験場の試験栽培の状況や道内の木材加工業者による原料素材としての課題の報告などを聴取する予定だった。

しかし10月4日、大麻草の栽培者免許を取得して栽培・加工事業を手がけていた鳥取県智頭町の生産者が大麻取締法違反（所持）の容疑で逮捕される事件が発生（24日には讓渡容疑で再逮捕）。逮捕された上野俊彦

容疑者は、免許を受け栽培したものと別に、麻薬成分を含む乾燥大麻88グラムを所持していたことを認め、従業員や出入りしていた元公務員らが芋づる式に捕まった。

移住者の同容疑者を信用し、麻による町おこしを支援してきた智頭町長は怒り心頭。鳥取県の平井伸治知事も、県内の麻栽培を全面的に禁止する条例の制定方針を表明した（注

）大麻取締法では免許所持者の栽培が認められており、条例による全面禁止は問題が多い。産業用大麻の可能性を模索してきた北海道の関係者にも衝撃が広がった。

そうした逆風が吹くなかでの検討会である。冒頭、道農政部の多田輝美生産振興局長は、「我々が目指すのは、産業用大麻の可能性について科学的な知見を蓄積することであり、



8カ月ぶりに開かれた道の産業用大麻可能性検討会では、鳥取県で起きた大麻取締法違反事件を受け、「基本的な考え方」のなかに「免許取得者の法令順守」を加える一幕も。ヘンプ栽培を模索する民間団体からは、道の迅速な対応を求める声も相次いだ（10月24日、札幌市内で）

知事公約にも示している。法令を順守し、道民から誤解を受けないよう取り組みを進め、しっかりとした成果を上げていきたい」と強調した。鳥取の状況に危機感を抱いた松井座長も、事件の概要を説明した上で、「高い倫理観を持つて栽培しなければ、この検討会の存続をはじめ、道を含めた大きな問題になる。道内にも数名の免許所持者がいる。『きびしい（条件の下で栽培している）ことを自覚している』と、一般市民に見せる必要があるのではないかと指摘し、道の基本的な考え方に「栽培者の法令順守」を求める記述を加えるよう提案。委員からは、「以前から危惧してきたことであり、今後、具体的な啓発のあり方を考えなければならぬ」（二社）北海道薬剤師会の宮下元樹常務理事）

「いい方向に向かっていたところで起きた事件であり、本当に残念。信頼をきちんと回復し、検討を続けていくべきではないか」（コープさっぽろの林朋子理事）と、賛同する意見が続いた。検討会の委員や日本麻振興会の副理事長を務め、道内では唯一の栽培者免許を所持する旬香遊生活の舟山

乾燥大麻の違法所持を認めた上野容疑者は14年2月、民間団体の招きで上川管内東川町を訪れ、大麻栽培者免許の取得に至る経緯を講演している。筆者は、農家や行政関係者、企業人らが耳を傾けた講演の要旨を

百グラム70万円で大麻草の種子を売った鳥取の容疑者

乾燥大麻の違法所持を認めた上野容疑者は14年2月、民間団体の招きで上川管内東川町を訪れ、大麻栽培者免許の取得に至る経緯を講演している。筆者は、農家や行政関係者、企業人らが耳を傾けた講演の要旨を

1月下旬、大麻取扱者免許に関するヒアリングで厚労省を訪れた道保

な規制が進行中だ。
法律で認められた大麻草の栽培に
関する人たちが巻き添えにされ、過剰
して今、THCをほとんど含まない
派に対する警戒感を強めていた。そ
禁運動に取り組んできた平山誠・元
川町との橋渡し役を担った。

特区構想は、東川町農協の反対決
議もあって頓挫した(4・5月号で
詳述)が、厚労省はマリファナ解禁
法で認められた大麻草の栽培に
関する人たちが巻き添えにされ、過剰
な規制が進行中だ。

一連の逮捕劇では、全国の厚生局
麻薬取締部が連携し、綿密な内偵を
重ねた上で、違法所持の現場に踏み
込んだ様子が窺える。端緒は1年前
東川町と東京の一般社団法人が内閣
府に対し、大麻草の全草利用がで
る国家戦略特区の指定を申請したこ
ろまでさかのぼるようだ。

**免許の所持者に過剰な規制
道側は厚労省の意向を優先**

のか疑問」などの声も聞く。釈然と
しない話である。

「サンプルが有償であっても、かかっ
た経費に相当するものであれば、商
売・業として成り立つわけではない。
藤沢澄雄議員(自民)は、規制対象外
の茎や種子について、研究者免許の
所持者が事業者にサンプル提供する
場合の対応方針を道に質した。
「サンプルが有償であっても、かかっ
た経費に相当するものであれば、商
売・業として成り立つわけではない。

7月1日の道議会予算特別委員会。
藤沢澄雄議員(自民)は、規制対象外
の茎や種子について、研究者免許の
所持者が事業者にサンプル提供する
場合の対応方針を道に質した。
「サンプルが有償であっても、かかっ
た経費に相当するものであれば、商
売・業として成り立つわけではない。

健康福祉部と農政部の幹部
職員たちは、同省の麻薬
取締官(麻取)から免許に
関わる道の対応などを示
すよう強く迫られた(詳
細は不明)。

これを受けて道医務業
務課は、東川町を念頭に
「大麻研究者免許の考え
方」をまとめた文書を年
度末までに提出。実用的
な栽培方法の開発に始ま
り、子実の加工試験や乾
燥茎の扱い、企業に対す
るサンプル提供、視察や
見学時の対応など23項目
について考え方を示した
が、筆者の情報公開請求
を受けて開示された文書は、妥当性
と判断理由のすべてが黒塗りされた
代物であった(写真を参照)。



厚労省の求めに応じ、道医務業務課が作成した「研究者免許」に対する考え方。妥当性と判断理由は黒塗りされ、内容が分からない

有償で事業者に譲渡することも考え
てもいいと思うので、道は自信を
持って判断していただきたい」
保健福祉部医務業務担当局長の答
弁は、無償譲渡を認める意向を示し
たものの、有償譲渡には触れてい
ない。藤沢議員は「答弁は一歩前進
(免許申請をめぐる道の対応が滞っ
ている)網走市産業用ヘンプ研究会
への免許交付を想定し、質問の矛盾
を収めた経緯もある」と振り返る。

有償で事業者に譲渡することも考え
てもいいと思うので、道は自信を
持って判断していただきたい」
保健福祉部医務業務担当局長の答
弁は、無償譲渡を認める意向を示し
たものの、有償譲渡には触れてい
ない。藤沢議員は「答弁は一歩前進
(免許申請をめぐる道の対応が滞っ
ている)網走市産業用ヘンプ研究会
への免許交付を想定し、質問の矛盾
を収めた経緯もある」と振り返る。

こうしたやり取りからは、保健福
祉部が当時、サンプル提供の幅を広
げようとしていた様子が窺える。
だが、厚労省の対応は冷淡で、道
が示した「考え方」は未だに協議中
のまま。宙ぶらりんの状態が続く。
道医務業務課が筆者に開示した厚労
省との13件の「電話等受理票」(今年
4月(8月)は、協議内容がすべて
黒塗りされたものだった。

その一方で同課は、大麻取扱者に
対する監視指導を強化した「実施要
領」を策定。免許申請時から年間報
告後までに計6回、栽培地などの実
地調査を行なうとされ、「必要に応じ
北海道厚生局の麻薬取締官と合同で
実施する」とある。

舟山さんは5年ほど前、道から「種
子の更新をしてはいけない」と指示
を受けた。手持ちの種子は減る一方
で、残りわずか90グラムほど。「今後
は10グラムずつ蒔いていきたい。そ
れがなくなる前に『とちぎしろ』の新
しい種子が入手できるかにかかって

栽培者免許を所持する(向)香遊生活
の舟山秀太郎さんは、「栽培者のため
ではなく、行政手続き上の整備だろ
う。『ここまでするのか』という印象
を受けます」と話す。

こうしたやり取りからは、保健福
祉部が当時、サンプル提供の幅を広
げようとしていた様子が窺える。
だが、厚労省の対応は冷淡で、道
が示した「考え方」は未だに協議中
のまま。宙ぶらりんの状態が続く。
道医務業務課が筆者に開示した厚労
省との13件の「電話等受理票」(今年
4月(8月)は、協議内容がすべて
黒塗りされたものだった。

その一方で同課は、大麻取扱者に
対する監視指導を強化した「実施要
領」を策定。免許申請時から年間報
告後までに計6回、栽培地などの実
地調査を行なうとされ、「必要に応じ
北海道厚生局の麻薬取締官と合同で
実施する」とある。



今年は規模を縮小し、ハウスのみで試験栽培を手がける東川町の松家源一さん。規制強化の波が押し寄せ、加工試作品の出口を塞がれ苦労している

本誌14年4月号で紹介。当時は、ヘ
ンブで地域おこしをめざす前向きな
青年、という印象を受けた。
しかし昨年来、悪評を耳にするよ
うになった。
14年3月に研究者免許の交付を受
けた東川町の松家源一さん(向)松家
農園代表)は、上野容疑者から購入
した無毒大麻「とちぎしろ」の種子を

使用、試験栽培を続けてきた。種子
代金は100グラム70万円。べらぼ
うに高い。その種子の元をたどると
同容疑者が以前働いていた群馬県内
の農場の経営主が無償で貸与したも
のだった、という情報もある。
超高額な種子は、現・ヘンブ協
会代表理事の菊地治己氏(元道立上
川農業試験場長)から、「入手ルー
トは智頭町しかない」との助言を受け、
購入を決断したものだ。
「わたしには、『若い人を応援したい』
という気持ちもあり、菊地さんに対
応を一任しました。種子代をはじめ、
交通費や懇親会の費用、麻に関する
漫画本の購入費で、合計100万円
近く使った」(松家さん)

今回の事件は、こうした善意を踏
みにじるものだ。松家さんは、
「事件は遺憾であり、彼の感覚の麻
痺を感じます。農業者としての資質
が欠如しており、栽培者免許を与え
るべきではなかった。免許交付にあ
たっては、法律の自身を理解してい
るか、適格者かどうかなど、客観的
にチェックする方法があるのではな
いか」と指摘する。

一方、種子購入を勧めた菊地氏に

も事件に対するコメントを
求めたが、「検討会で申し上
げたとおり」と、多くを語
ろうとしなかった。
道の可能性検討会が開催
された翌日、沖繩県石垣
島で元女優の高樹沙耶(本
名・益戸育江)容疑者ら3
人が大麻取締法違反(所持)
容疑で逮捕された事件が、
テレビのワイドショーなど
をにぎわせている。

3人のうち、大麻の輸出
入や医療利用の禁止を定め
た大麻取締法第4条の廃止
を求める活動が続けてきた、
自称・大麻草研究家の森山
繁成容疑者は所持を認める供述をし
ている、という。押収された大麻は、
陶酔作用や幻覚などをもたらすTHC
(テトラヒドロカンナビノール)の
含有量が多い、花穂の部分乾燥さ
せたもの。「彼らは高樹容疑者の家
で毎晩のように大麻を吸っていた」と
いう週刊誌報道もある。

森山容疑者の息子の森山大樹弁護
士は昨年、父親との親交があったヘ
ンブ協会の菊地代表理事の協力で東
川町に移住・開業し、同協会の顧問



北見市内にある(向)香遊生活のヘンプ栽培ほ場は、ネットとフェンスで盗難防止対策を講じた

弁護士などを務めてきた。菊地氏に
よると、今回の事件を受け、本人か
ら顧問弁護士を辞任したい旨の申し
出があり、理事会(4人)で承認され
た、という。
一方、協会関係者からは「森山さ
んに顧問弁護士を委嘱する話は、会
員に相談がなかった。理事会にも
諮っていないようだ」「ヘンブはマ
リファナ成分と関係がない」茎や種
子を利用し、法律でも認められたも
の。そもそも顧問弁護士まで必要な

弁護士などを務めてきた。菊地氏に
よると、今回の事件を受け、本人か
ら顧問弁護士を辞任したい旨の申し
出があり、理事会(4人)で承認され
た、という。
一方、協会関係者からは「森山さ
んに顧問弁護士を委嘱する話は、会
員に相談がなかった。理事会にも
諮っていないようだ」「ヘンブはマ
リファナ成分と関係がない」茎や種
子を利用し、法律でも認められたも
の。そもそも顧問弁護士まで必要な

の生涯経験率(注)これまでに使っ
ている。大麻の場合、15歳〜64歳
は、1995年から隔年で「薬物使
用に関する全国住民調査」を実施し
国立精神・神経医療研究センター
が、真つ当な人生を送っているとは
言い難い。「クスリはリスク」なのだ。

「でも、後付けでいろんな条件を課
せられるようになり、『話が違ふ』と
思った。当初は、加工した試作品を
有償サンプルとして外部に出せるよ
うな話でしたが、昨年には『ま
りならん』となり、経営はピンチに
陥っている」と窮状を訴える。

「でも、後付けでいろんな条件を課
せられるようになり、『話が違ふ』と
思った。当初は、加工した試作品を
有償サンプルとして外部に出せるよ
うな話でしたが、昨年には『ま
りならん』となり、経営はピンチに
陥っている」と窮状を訴える。

**道庁の鈍い動きにいらだつ
免許の取得をめざす人たち**

「これは、ヘンプによる産業振興
とはほど遠い。厚労省と道医療業務
課による生産者いじめではないか。

います」と続けた。

東川町の松家源一さんは2年前
比較的楽に研究者免許を取得した。

「でも、後付けでいろんな条件を課
せられるようになり、『話が違ふ』と
思った。当初は、加工した試作品を
有償サンプルとして外部に出せるよ
うな話でしたが、昨年には『ま
りならん』となり、経営はピンチに
陥っている」と窮状を訴える。

冒頭の可能性検討会では、ヘンプ



海外で製造されたヘンプの加工品。建材、食品、工業製品と幅広い

栽培の免許取得をめざす人たちから
「畑を作り(盗難防止用の)柵を建て、
免許取得後に即植えられる状態にし
てある。保健所との打ち合わせを重
ねており、一日も早く試験栽培に取
り組みたい。大学の研究者と組み
市の応援もある。手順を踏み、地域
の皆さんを巻き込んで準備を進めて
いるのです」(網走市産業用ヘンプ研
究会代表の嘉野満聡さん)

「輪作体系が壊れている北海道農業
を回復させるためにも、栽培者免許
を取得したい」(遠軽町ヘンプ研究会
世話人会代表の渡辺信吾さん)

と、道の迅速な対応を求める声が
相次いだ。
しかし、免許交付の実務を担当す

る医療業務課は、厚労省の意向を付
度するあまり、動きが鈍い。

「今回の事件を踏まえ、厚労省から
は『免許交付にあたっては、慎重か
つ充分検討の上、対応するように』
との連絡がきている。地域一体と
なった取り組みが大前提であり、盗
難防止や身分のはつきりした者への
種子の譲渡など、法律に書いていな
いことにも、どう取り組むのかが大
事。栽培者としてみずからを律し、
対応してほしい」(小島則幸幹)

と慎重姿勢を強めている。

「解禁派の主張に惑わされず
薬物の乱用防止にも関心を

1年前、マリファナ解禁派の団体
が東川町に持ちかけた特区申請の話
を機に、順調に進んでいた北海道の
産業用大麻の振興にブレーキがかか
る。そこがターニングポイントだっ
た。そして今秋、違法大麻の所持事
件が相次ぎ、逆風がさらに強まる。
一般社会には「大麻」を十把一絡げに
して捉える風潮もある。

しかし、日本の麻はもともと「麻
薬及び向精神薬取締法」の規制対象
物質であるTHCがほとんど含まれ
ず、成熟した茎および種子とその製



「麻を栽培する人は法律の原点を大事にしてほしい」と話す、日本麻振興会理事長の大森由久さん(14年、東川町で)

た経験がある人の割合)は1%程度。
この傾向は調査開始時から変わらな
い。ちなみに、北海道での生涯経験
率は約3%と、国内で最も高い。

一方、欧米の生涯経験率は二桁に
上り、アメリカに至っては40%台に
も達する(別表を参照)。日本は薬物
乱用が少なく、健全な国なのだ。マ
リファナ解禁派は「多くの国で嗜好
用大麻を合法化している」と主張す
るが、この数値を見ると、薬物政策
の失敗から一定量の使用を容認せざ
るを得ない事情があると分かるだろ
う。「自由と民主主義の国だから…」
という単純な話ではない。

ヘンプの可能性に期待を寄せ、北

海道の産業振興につなげようと模索
する人々には、大麻草が持つ二面
性をきちんと学びつつ、解禁派の
人々の思想や行動に惑わされず、毅然
とした姿勢で臨んでほしい。

**産業振興の原点に立ち返り
乱用防止と併せた具体策を**

栃木県の麻農家の7代目で、日本
麻振興会の理事長・大森由久さんは、
まとまった面積で麻を栽培すること
ができ、加工企業とも結びつく可能
性を秘めた、北海道の取り組みに期
待してきた。松家農園には何度も足
を運び、助言も惜しまない。
鳥取の事件後、全国各地で麻によ

る地域振興をめざす人たちのなかで
落胆したり、栽培の見合わせを余儀
なくされている現実もあるという。
「日本麻振興会には、スピリチュア
ル系の人や、マリファナを是とする
人は入れません。(逮捕された)上野
君は間違った知識で麻を栽培してい
た。麻の種を蒔き、放っておいて、葉
や花穂を吸えばいいと考える人と、
わたしたちとは違うのです」
「原点は1948年、大麻取締法の
制定までさかのぼります。麻には二
面性があるからこそ法律があり、そ
の条項に基づいて栽培免許が交付さ
れている。業として麻を栽培しよう
とする人は、その原点を大事にしな
いといけないし、(行政は)しっかり
した人に免許を出すべきです」
と大森さんが提言する。

「産業用ヘンプの栽培に向けた取り
組みを進めます」とする高橋はるみ
知事の公約の実現に逆風が吹いてい
るときだからこそ、道民や関連産業
の人たち、議会、行政などは、産業
振興の原点に立ち返り、薬物の乱用
防止対策と併せた取り組みを進めて
いく——そのことが今、あらためて
求められているのではないか。

主要な国の薬物別生涯経験率

国別	調査年	対象年齢	生涯経験率(%)				
			大麻	覚醒剤※	MDMA	コカイン	ヘロイン
ドイツ	2009	18-64歳	25.6	3.7	2.4	3.3	—
フランス	2010	15-64歳	32.1	1.7	2.4	3.7	—
イタリア	2008	15-64歳	32.0	3.2	3.0	7.0	—
イギリス	2006	16-59歳	30.2	11.9	7.5	7.7	—
アメリカ	2010	12歳以上	41.9	5.1	6.3	14.7	1.6
日本	2011	15-64歳	1.2	0.4	0.1	0(誤差内)	0(誤差内)

日本と欧米諸国の薬物の生涯経験率を比較したデータ。米国のマリファナ汚染は深刻だ(出典：厚生労働省のHP)

※筆者のHP「滝川康治の見聞録」takikawa.essay.jp/ に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。